



物価上昇局面における税負担の調整や就業調整対策のため、給与所得控除や扶養親族などの所得要件の見直し、特定親族特別控除の創設などの改正が行われます。  
問 市民税課 [\(632\) 2233](#)



▲市HP

## 1 給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の人への最低保障額が最大10万円引き上げられます。

給与収入金額	給与所得控除額 改正前	給与所得控除額 改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超～180万円以下	給与収入金額×40%－10万円	
180万円超～190万円以下	給与収入金額×30%+8万円	
190万円超～360万円以下	給与収入金額×30%+8万円	
360万円超～660万円以下	給与収入金額×20%+44万円	
660万円超～850万円以下	給与収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円（上限）	改正なし

## 2 扶養親族などの所得要件等の見直し

納税義務者が各種扶養控除などの適用を受ける場合の所得要件等が10万円引き上げられます。

所得要件等	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額		
ひとり親の「生計を一にする子」の総所得金額等	48万円以下	58万円以下
雑損控除の適用を認められる親族の総所得金額等		
勤労学生の合計所得金額	75万円以下	85万円以下
家内労働者等の必要経費の特例における最低保障額	55万円	65万円

## 3 特定親族特別控除の創設

令和8年度から扶養親族の要件が合計所得金額58万円以下となります。特定親族（※）を有する場合には、特定親族の合計所得金額に応じて納税義務者が控除を受けられる「特定親族特別控除」が創設されました。

※ 納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者、白色事業専従者を除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人。

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超～95万円以下	45万円
95万円超～100万円以下	41万円
100万円超～105万円以下	31万円
105万円超～110万円以下	21万円
110万円超～115万円以下	11万円
115万円超～120万円以下	6万円
120万円超～123万円以下	3万円

## 「マイナンバーカード」を利用した 個人市民税・県民税（住民税）の電子申告が始まります [ID 1043669](#)

スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを利用し、eLTAXのホームページなどを経由して市民税・県民税の電子申告（※）が可能になります（令和8年度分から）。

24時間いつでも申告書を提出できるため大変便利です。ぜひ、ご利用ください。



▲市HP

- 申告に必要なもの
- ▼マイナンバーカード、券面事項入力補助用パスワード（数字4桁）、署名用電子証明書用パスワード（英数字6～16文字）。
- ▼申告受付完了などの受信用メールアドレス。
- ▼申告する所得や控除に応じた添付書類。

※ 市民税・県民税の電子申告は1月5日（月）から利用できます。